

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の通達一部改正案に関する意見募集について

平成29年9月19日

国土交通省

国土交通省では、自動車の分解整備を業とする者への回送運行許可の要件緩和を行うため、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年自管第149号）の通達一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

<意見募集要領>**1. 意見募集対象**

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の通達一部改正について（別紙参照）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省自動車局自動車情報課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

平成29年9月19日（火）から平成29年10月18日（水）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

別添意見提出様式例にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_JIJ@mlit.go.jp

※題名を「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」等の一部改正案に関する意見募集として下さい。

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省自動車局自動車情報課あて

5. 留意事項

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがありますが、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課 電話番号：03-5253-8111（内線42-116）